

○草津市議会運営委員会規程

平成10年4月1日

議会規程第1号

改正 平成22年12月14日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市議会委員会条例（平成9年草津市条例第22号）第4条に規定する議会運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる次項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

(交渉会派の資格)

第3条 交渉会派は、3人以上の所属議員を有する会派とする。

(交渉会派及び委員候補者の届出)

第4条 交渉会派は、その名称及び委員候補者名を議長に届け出なければならない。届出事項に異動が生じたときも同様とする。

(委員選出の基準)

第5条 委員選出の基準は、各交渉会派ごとに、それぞれ3人につき1人の割合とする。ただし、議長が特に認めるときはこの限りでない。

(議長及び委員外議員の出席)

第6条 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第105条の規定に基づき、委員会に出席するものとする。

2 副議長は、委員外議員として出席することができる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員外議員として出席させることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成22年12月14日議会規程第1号）

この規程は、平成22年12月14日から施行する。